



# 一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。

今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。

## 移行の認可の申請までにすべきこと

### ○組織形態等の見直し

新たな一般社団法人・一般財団法人として、一般社団・財団法人法に適合するよう、組織形態等を見直します。

### ○定款の変更

一般社団法人・一般財団法人になった場合には、このように定款を変更（法人名称の変更等）するという「定款の変更の案」を、社員総会の決議を経るなどして、法人として正式に意思決定しておきます。

### ○公益目的支出計画の作成

一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けようとする法人は、基本的に、移行後に当該法人が公益の目的のために支出すべき額として移行の時点での正味財産額を基礎として算定した額（公益目的財産額）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（公益目的支出計画）を作成しなければなりません<sup>(※)</sup>。

※一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けようとする法人のうち、正味財産額が一定を超えないものは、公益目的支出計画を作成する必要はありません。

- ・内閣総理大臣又は都道府県知事あてに、認可申請書類を提出します。

#### 【申請書類】

- ①申請書（申請法人の名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所などを記載）
- ②定款及び定款の変更の案
- ③公益目的財産額及びその計算を記載した書類
- ④財産目録、貸借対照表その他の財務書類
- ⑤公益目的支出計画を記載した書類
- ⑥その他（→詳細は、今後内閣府令で定められます。）

- ・申請を受けた内閣府（都道府県）は、申請書類を確認の上、公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）に諮問します。
- ・認可をするかどうかの審査の基準→18ページ

## 認 可

- ・公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）の答申を受けて、認可をすることが決定されると、認可書が交付されます。

#### 【認可されなかったら・・・】

- ・認可をされなかった場合は、特例民法法人（社団法人、財団法人）のままであり、定款の変更の案は、効力を生じません。認可されるために必要な改善を行って、再度、一般社団法人・一般財団法人への移行の認可申請をすることができます（移行期間中であれば、申請回数に制限はありません。）。

- ・認可を受けた法人は、2週間以内に主たる事務所の所在地の登記所に、また、3週間以内に従たる事務所の所在地の登記所に、法人の名称等を変える「移行の登記」をする必要があります。
- ・移行の登記をした日から、申請した定款の変更が効力を生じ、一般社団法人・一般財団法人となります。

#### 【注意】

認可を受けたのに登記をしないでいると、認可を取り消されることがあります。

## 一般社団法人・一般財団法人